

消 防 予 第 5 6 号
平成17年3月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方 検討委員会の報告書の送付及び旅館・ホテルに対する情報提供等について

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進(高齢社会白書；高齢社会対策基本法)や、施設や情報に対するバリアフリーの推進への取組み(障害者白書；障害者基本法)など、安全で安心して生活できる環境づくりがますます重要となっています。

そのような中、消防庁では、(財)日本消防設備安全センターに「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方検討委員会」(委員長：野村歡日本大学教授)を設け、平成15・16年度の2年間にわたって検討を進めてきましたが、今般、その報告書がとりまとめられたので、**別添**のとおり送付致します。

本報告書は、聴覚に障害のある方等が旅館・ホテルに宿泊する際、火災等の災害時のより一層の安全確保という観点から、予約・チェックイン等の通常時の対応から火災時の避難誘導等の非常時の対応まで、アンケート調査や旅館・ホテルにおける機器・設備の事例調査等を踏まえ、望ましいと考えられる対応策についてわかりやすくまとめられています。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、貴管内の旅館・ホテル(これに類する施設を含む。)に対し、全国火災予防運動、消防訓練、立入検査等の機会を捉え、本報告書の内容についての情報提供を行うとともに、本報告書に盛り込まれた対応策への取組みを促進するようお願い致します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内消防本部に対し、本報告書を配布するとともに、当該消防本部管内の旅館・ホテル等に機会を捉えた情報提供及び対応策への取組みを促進して頂くようよろしくお願い致します。また、必要に応じて旅館・ホテルの所管部局に対する情報提供についてもよろしくお願い致します。

記

1．本報告書の主な内容

本報告書は、旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方を検討するに当たって、火災時等におけるより一層の安全を確保するという観点に立ち、

(1) 旅館・ホテルの関係者等に対するアンケート調査や情報伝達に資する設備・機器等の調査

(2) 非常時に聴覚障害者が感じる不安と対応策へのシミュレーションを行うことにより、

(3) 予約・チェックイン等の通常時の対応から火災時の避難誘導等の非常時の対応までの一連の流れに沿って、望ましいと考えられる対応策をとりまとめている。

本報告書では、旅館・ホテル、旅行会社等、宿泊客それぞれの対応策が、以下に示す項目について、本報告書の第5章に詳述されているが、具体的な対応策に加え、情報伝達を補完する設備・機器等の例や留意事項についても併せて示されている。

宿泊客（聴覚障害者）の要望の把握と理解

(イ) 宿泊予約時の対応策

(ロ) チェックイン（フロント）での対応策

宿泊客（聴覚障害者）の客室の位置

客室案内時の避難案内等

出火場所の現場確認（視認）

避難誘導時の客室・廊下・階段等への連絡

客室の残留者の確認（避難完了の確認）

逃げ遅れた場合の対応（客室内に閉じ込められた場合等）

なお、旅館・ホテルに係る対応策の取組状況の確認に資するため、別記様式のとおり、本報告書の第5章に対応したチェック表を添付している。

2．本報告書の内容に沿った取組みの促進

旅館・ホテルの火災時等におけるより一層の安全を確保するという観点から、別添の抜粋(本報告書の第5章及び参考資料の「夜間火災の想定」(シミュレーション))を旅館・ホテルに提示する等の方法により、情報提供、必要な設備・機器等の普及促進や対応サービスの充実について、旅館・ホテルの対応状況等も勘案しつつ、取組みを推進するよう努めること。その際、別記様式のチェック表の活用を図ること。

3．その他留意事項

当面、全国火災予防運動、消防訓練、立入検査等の消防本部が旅館・ホテルに対し情報提供等を行うことが可能な機会を捉えて取り組むこと。なお、今後、その取組状況について必要に応じて報告を求める場合があること。